

I 学校教育目標

1 教育目標

児童生徒一人一人の自立と社会参加を目指し、たくましい生活力と心豊かな人間の育成を図る。

- ◎ 明るく元気な子ども
- ◎ 進んで学習する子ども
- ◎ 仲よくがんばる子ども

＜大笹生支援学校で育みたい資質・能力＞

「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」	
各教科等で身に付ける資質・能力 ※学習指導要領の各教科等に準拠して設定するもの	教科等横断的に身に付ける資質・能力 ※児童生徒、学校、地域の実態に応じて設定するもの
【小学部】 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動 【中学部】 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 【高等部】 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、情報、外国語、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動	【学習の基盤となる資質・能力】 ①言語能力 <u>②人間関係形成・社会形成能力</u> <u>③問題発見・解決能力</u> <u>④自己理解・自己管理能力</u> ⑤情報活用能力 ※①③⑤は学習指導要領上の学習の基盤となる資質・能力 【現代的な諸課題に対応する資質・能力】 <u>⑥キャリアプランニング能力</u> ⑦健康・安全・食に関する力 ⑧多様性を尊重し他者と共生していく力 ⑨豊かなスポーツライフを実現する力 ⑩主権者として求められる力 ※下線は、キャリア発達を促す基礎的汎用的能力に関連

2 重点目標

- (1) 個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びの中で、学部間、学校間及び卒業後の学びの連続性を重視しながら、自立と社会参加に向けた資質・能力の育成を図る。
- (2) 効果的なICTの活用を通して児童生徒の情報活用能力を育成し、児童生徒が様々な場面で一人一人の能力を発揮することができるようにする。

II 小学部

1 学部目標

- 元気な子ども
- 楽しく学習する子ども
- 仲よく遊ぶ子ども

2 教育課程編成上の方針

- (1) 教育課程編成の基本方針

ア 法令及び学習指導要領を基準として、人間として調和のとれた児童の育成を目指し、児童一人一人の障がいの状態及び発達の段階や特性並びに地域や学校の実態を考慮し、「生きる力」を育む適切な教育課程を編成する。

イ 児童の深い学びを実現するための授業改善を通し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力の育成と児童それぞれの個性や特性が生かせるような弾力的な教育課程の編成に努める。

ウ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、児童が地域社会の中で資質・能力を育むことができるよう、系統的な校外学習を実施するとともに、家庭及び地域社会との連携を深め、障がいの正しい理解と認識が得られるようにする。好ましい人間関係と社会性を育てるために、地域や児童の居住地の小学校との交流及び共同学習を計画的に実施する。加えて「ふくしま教育週間」等の中で「太陽祭」や授業公開等を設定し、更に家庭や地域とのふれあいが図れるような教育課程を編成する。

エ 障がいの重度・重複化、多様化に対応するために、教育課程を通常の学級、重複障がい学級A、重複障がい学級B、重複障がい学級C、訪問学級A、訪問教育Bの6つに分けて編成する。なお、重複障がい学級B、重複障がい学級Cは肢体不自由を併せ有する児童を対象とする。

オ 肢体不自由の障がい特性による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。

カ 家庭及び就学前の関係機関との連携を図り、一貫性のある段階的な指導ができるように配慮する。

キ 児童の発達の段階を考慮し、一人一人の特性に応じてICT環境を整え、情報機器の基本的な操作に慣れながら、教科等横断的に情報活用能力（ルール・マナー、プログラミング的思考）等の学習の基盤となる資質・能力を育成することができるよう教育課程を編成する。

ク キャリア教育の視点を踏まえ、キャリア教育全体推進計画に基づき、人とのやりとりや関わりを基盤としながら児童一人一人が主体的に取り組めるような教育活動が展開できるよう教育課程を編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い

ア 日常生活における基本的生活習慣や社会生活上のきまりを身に付け、他者とのかかわる中で人間関係を育てるとともに、安全面に配慮しながら自然体験活動などの豊かな体験を通して内面に根ざした道徳的心情の育成を図る。

イ 実施に当たっては、通常の学級（1学年から4学年）及び重複障がい学級においては、各教科及び各教科等を合わせた指導等で道徳教育の目標を達成するように努める。通常の学級においては、特別な教科である道徳（以下「道徳科」という。）の時間の指導を要としつつ、学校教育全体で道徳教育の目標を達成するよう努める。

ウ 内容の指導に当たっては、個々の児童の障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、年間指導計画及び個別の指導計画の中に位置付けて行うようにする。

エ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、道徳科の目標に関連させながら、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲と態度の育成に努める。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

ア 生活リズムの安定を図りながら、日常生活に必要な基本の動きを発達の段階に応じて培い、体力の向上及び安全に関する知識の理解や、健康の保持増進を図るために、教育活動全体を通じて体育・健康に関する活動を積極的に行えるようにする。

イ 防災教育については、各教科や特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導などとの調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて指導する。

ウ 性に関する指導については、児童の実態を踏まえ、性に関する教育の全体計画に基づき、体育や各教科等を合わせた指導、自立活動と関連させながら個に応じて段階的に指導する。

エ 食育の推進については、肥満傾向の児童の増加による健康課題の対応や健康的な食習慣の基礎が培われるよう全体計画に基づいて、各教科等を合わせた指導、自立活動及び学校給食等の中で適切に指導を行う。

オ がん教育については、がんについて正しい知識をもち、がんについて学ぶことを通して、主として自分の健康や命の大切さに触れながら学ぶことができるように指導する。

(4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い

ア 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、個々の障がいの状態や発達の段階に応じ、個別の指導計画を基にした具体的目標を設定し、学校の教育活動全

体を通じて適切に指導する。

イ 自立活動の時間における指導を要とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って指導を行う。

ウ 摂食指導を必要とする児童については、医師等の専門的な知識を有する者や保護者との連携を図り、指導の充実に努める。

エ 医療的ケアを必要とする児童の「健康の保持」の内容については、看護師等の専門的な知識・技能を有する者と連携して、具体的な配慮をしながら指導を行う。

(5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い

ア 障がいの状態により特に必要がある場合

- ・ 障がいの状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動の指導を行うよう教育課程を編成する。

イ 訪問教育の場合

- ・ 障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童については、教員を家庭に派遣し自立活動を主とした教育課程を編成する。
- ・ 障がいのため通学して教育を受けることが困難な生徒のうち、各教科の学習が可能な生徒については、その障がいの状態及び程度を考慮して、国語、算数、道徳科、特別活動、自立活動で編成し、教員を家庭に派遣して指導を行う。

(6) 当該年度に改善又は努力する事項

ア 個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びの中で、自立と社会参加に向けて、児童が言葉や様々な手段を用いて気持ちを伝えたり、受け止めたり、聞いて行動につなげたりし、人とのやりとり、思考・判断・表現、行動の調整などを行う基礎となる言語能力の育成を図る。

イ 効果的なICTの活用を通して児童の情報活用能力を育成し、一人一人の児童が能力を発揮しながら主体的に課題解決の学習に取り組むことができるようにする。

(7) その他必要な事項

ア 学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い及び重複障がい者等に関する教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針

- ・ 通常の学級においては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」で編成する。
- ・ 重複障がい学級Aにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導（1学年）」で編成する。
- ・ 重複障がい学級Bにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導（1学年）」で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部に替えて自立活動の指導を実施する。
- ・ 重複障がい学級Cにおいては、各教科等を合わせた指導として「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導（1学年）」で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部に替えて自立活動の指導を行う。
- ・ 訪問学級Aにおいては、国語、算数、道徳科、特別活動、自立活動で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動の指導を実施する。
- ・ 訪問学級Bにおいては、道徳科、特別活動、自立活動で編成する。また、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動を主とした指導を実施する。

イ 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、放射線等の基礎的な理解や健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てるために、文部科学省の副読本及び福島県教育委員会の指導資料等を参考にしつつ児童の実態に即した教材の工夫をし、学校全体で組織的、計画的に取り組むようにする。

ウ その他

- ・ 5月25日（木）は、学校創立記念日であるため、休業日とする。
- ・ 7月1日（土）に授業参観を実施し、7月3日（月）を振替休業日とする。
- ・ 9月8日（金）に宮城県仙台市方面に6学年の修学旅行を実施する。
- ・ 10月21日（土）に太陽祭を実施し、10月23日（月）を振替休業日とする。

- ・ 3月5日（火）は、高等部前期入学者選抜実施日のため、休業日とする。

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数（訪問学級は除く）

学年 学期	第1学年	第2～5学年	第6学年	備 考
第1学期	71日	71日	71日	
第2学期	81日	81日	81日	
第3学期	50日	50日	45日	3／14卒業式のため
計	202日	202日	197日	

(2) 年間授業時数（別表）

(3) 1単位時間 45分

- ・ 1単位時間については、児童の学習ペース、活動内容等を考慮して弾力的に扱う。
- ・ 給食前20分を手洗いや身支度、配膳等、食事前の準備の指導を行うため、下校前25分を身の回りの整理や帰りの会等の指導を行うために、日常生活の指導として帯状に設定する。

4 教育課程実施上の方針

学部目標の達成を目指して、資質・能力の三つの柱を踏まえながら教科等横断的な視点に立って「大笹生支援学校で育みたい資質・能力」の育成に努める。

- ・ 言葉や様々な手段を用いて気持ちを伝えたり、受け止めたり、聞いて行動につなげたりし、人とのやりとり、思考・判断・表現、行動の調整などを行う基礎となる言語能力の育成を図る。
- ・ 集団生活における教師との関わり合いや子ども同士の協働的な学び合い、社会資源を活用した実際の活動を通して、他者や社会に積極的に働きかけようとする基本的な力や態度といった人間関係形成・社会形成能力の育成を図る。
- ・ 生活上のテーマをもとに課題を理解し、自ら考えたり、試したり、学んだことを生かしたりしながら物事に向き合い、自分なりに課題解決していく問題発見・解決能力の育成を図る。
- ・ 学ぶことや自分ができるようになったことに喜びを味わったり、心身の自己調整をしながら自己を健康・安全に保ったり、時刻や活動に応じて気持ちを切り替えて行動したりしながら、前向きな気持ちで生活していく自己理解・自己管理能力の育成を図る。
- ・ 課題解決にあたって主体的に情報やICTをはじめとする情報手段を選択して活用したり、情報手段の適切かつ効果的な使い方やマナー、プログラミング的思考などを身に付けたりする情報活用能力の育成を図る。

また、福島県第7次総合教育計画「学びの変革推進プラン」に基づき、以下の個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びの中で学習活動の充実を図り、児童一人一人の自立と社会参加に向けて「大笹生支援学校で育みたい資質・能力」を育成することができるようにする。

- ・ 個別の指導計画や「学びの履歴シート」に基づいた、児童一人一人の実態に応じた目標や学習内容の設定、見通しのもてる学習環境、特性や学習到達度に対応できる指導体制の工夫といった「指導の個別化」や、児童の興味関心に基づいた学習活動の設定やICTをはじめとする教材教具の活用といった「学習の個性化」による、「個別最適化された学び」の実現を目指す。
- ・ 児童同士が同じ目標に向かって協力したり、やりとりしたりする学習活動や、学校、地域における様々な他者との関わり合いにおいて、教師の働きかけを通して、友達の行っている活動や、友達の思い、考え、工夫に気付くことができる「協働的な学び」の実現を目指す。
- ・ 興味をもって主体的に取り組める学習活動や、地域での体験的な学習活動において、自ら課題を見付け、ICTや書籍を活用して調べたり、友達と協働したりするなど試行錯誤しながら課題を解決していく「探究的な学び」の実現を目指す。

○ 通常の学級における教育課程実施上の方針

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、国語、算数、音楽、体育については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、図画工作については、全部を合わせて指導を行う。

系統的な指導を行うため、1学年から6学年においては、国語、算数、3学年から6学年においては、音楽、体育の教科別の指導を設定し、日常生活の指導、生活単元学習との関連の基に、実際の生活に役立てられるように指導を行う。

・ 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりに気付き、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

生活の目標及び内容については、主に2段階から3段階を取り扱う。生活の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

【1・2学年】学校生活を円滑に送ることができるように、日常生活に必要な身辺処理を身に付けたり、安全に気を付けて行動したりすることを重視する。

【3・4学年】自信をもって生活を送ることができるよう一人で行動できることを増やしたり、自分自身に関することだけではなく、友達や学級に関することにも関心を広げ、進んで手伝いや仕事をしたりすることを重視する。

【5・6学年】主体的な生活を送ることができるように、役割を果たすことの意義等を知り、様々な人と一緒に協力しながら自ら考え工夫することを重視する。

・ 国語

日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、身近な教師や友達の話の聞いたり、自分の思いを言葉や文字などで表したりしながら伝え合う力を養い（思考力、判断力、表現力等）、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

国語の目標及び内容については、主に2段階から3段階を取り扱う。国語の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

【1・2学年】読み聞かせや教師の話しかけを通して、日常生活に必要な言葉や文字を理解することを重視する。

【3・4学年】習得した言葉や文字を使って、自分が体験したことや自分の思いを分かりやすく伝えることを重視する。

【5・6学年】言葉で伝え合う力を身に付けさせるために、相手を意識して聞いたり、話したりすることを重視する。

・ 算数

日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解し、日常の事象を数量や図形に着目して処理する技能を身に付け（知識及び技能）、数学的な表現を用いて事象を表し（思考力、判断力、表現力等）、学習や生活に自ら活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

算数の目標及び内容については、主に2段階から3段階を取り扱う。算数の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

【1・2学年】具体的な場面や操作活動を通して、10までの数概念や数の表し方などの数量の基礎的・基本的な知識及び技能の習得を重視する。

【3・4学年】加法・減法の意味についての理解などの計算上の意味を理解し、学習や生活で生かすことを重視する。

【5・6学年】複数の領域間の指導を関連させ、算数で学んだことを他の学習や生活に生かすことを重視する。

・ 音楽

音や音楽に合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりに必要な技能を身につけ（知識及び技能）、

感じたことを表現したり、音や音楽の楽しさを味わって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、身の回りの様々な音楽に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

音楽の目標及び内容については、主に２段階から３段階を取り扱う。音楽の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

- 【１・２学年】教師や友達と一緒に音楽的活動を楽しむ中で、身近ななじみのある曲や、易しい旋律の曲を中心に、繰り返しや抑揚のおもしろさに気付いたり、音遊びに充分取り組んだりすることを重視する。
- 【３・４学年】教師や友達と一緒に音楽活動を楽しむ中で、曲の特徴的なリズムや旋律に気付いたり、楽器の音色の違いを意識したりして、表現できることを重視する。
- 【５・６学年】協働して音楽活動に取り組む中で、曲の雰囲気と速さや強弱との関わりに気付き、自分だけでなく教師や友達の音を聴きながら、思いをもって歌ったり、演奏したりできることを重視する。

・ 図画工作

形や色などの造形的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い（知識及び技能）、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をし（思考力、判断力、表現力等）、進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

図画工作の目標及び内容については、主に２段階から３段階を取り扱う。図画工作の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

- 【１・２学年】つくりだす楽しさに気付くことができるように、身近にあるものの形の感じや質感、色などに触れたり組み合わせたりする手や体全体を使った造形遊びを重点的に行う。
- 【３・４学年】いろいろな素材や用具、その使い方を知ることができるように、違いに着目しながら材料や用具を使ったり、教師とのやりとりの中で形や色などに意味を付けながらつくったり変形させたりする造形活動を重視する。
- 【５・６学年】つくりたいものを表すために、様々な材料や用具を選択して、形や色などを工夫する造形活動を重視する。

・ 体育

基本的な運動の行い方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、感じたことを表現したり、気付いたことを他者に伝えたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、きまりを守り、安全に楽しく運動したり、健康に必要な事柄をしようとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

体育の目標及び内容については、主に２段階から３段階を取り扱う。体育の目標を達成するために、次の点を重視し指導する。

- 【１・２学年】体づくり運動遊びや走・跳の運動遊びを通して、遊びや基本的な運動に親しむことを重視する。
- 【３・４学年】体づくり運動や器械・器具を使つての運動を通して、健康の保持増進と体力の向上を図ることを重視する。
- 【５・６学年】ボールを使った運動やゲーム、走・跳の運動を通して、基本的な運動を楽しみながら、きまりを守り、体力の向上を図ることを重視する。また、保健の内容を学ぶことを通して、健康に必要な事柄について理解し、自ら行うことを重視する。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常の生活の中で道徳的判断や行動ができるように指導を行う。

イ 各教科、外国語活動、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導との関連を密にしながら、体験的な活動の中で道徳的心情を養う。

ウ １学年及び２学年においては教科別の指導を年間５時間、３学年及び４学年においては年間１０時間、５学年及び６学年においては年間２０時間計画し、児童の発達の段階に応じて教科別の指導の時間を増やすことで、道徳科の四つの視点に含まれる内容項目について計画的かつ適切に指導を行う。

(3) 特別活動

ア 学年や学級、学部および学校全体での合同の活動を工夫し、集団活動を通して、その一員としての自覚やよりよい生活を築こうとする主体的・実践的な態度を育てる。特に、キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすために必要なことを理解し、責任をもって主体的に行動することができるよう指導を行う。

イ 地域の小学校（大笹生小学校）や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。

ウ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童が興味・関心を基に自主的・自発的に取り組みやすい活動内容が展開できるようにする。（年間20時間計画し、年間総授業時数には含まない。）

エ 学級活動については、日常生活の指導等において、児童の実態に応じた指導を行う。特に、折り合いを付けて集団としての意見をまとめることの大切さを理解したり、合意形成を図っていくための手順や方法を身に付けたりすることができるよう指導を行う。

オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して望ましい人間関係を作りながら集団への所属感を高める。また、児童の障がいの実態や程度を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科及び道徳科、特別活動、外国語活動の中で配慮するとともに、各教科等を合わせた指導において指導を行う。

イ 児童一人一人の発達の段階や特性に応じ、指導目標及び具体的な内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。

(5) 外国語活動（6学年）

外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の違いに気付いたり（知識及び技能）、簡単なあいさつや自分の気持ちを伝えたりしながら（思考力・判断力・表現力等）、積極的に外国語やジェスチャーを用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う（学びに向かう力、人間性等）。

7月、12月にそれぞれ6時間ずつ実施する。

(6) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、生活科の内容だけでなく各教科等にかかわる基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導する。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じ、生活環境を整え、個に応じた配慮をしながら身辺処理能力を高め、自立した行動がとれるような指導に努める。

イ 生活単元学習

- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習できるようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した体験的な活動の中で、一人一人の児童が力を発揮し、目標や見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 1学年においては、遊びの内容で構成した単元を取り入れながら指導を行うことで、幼児期における遊びを通した総合的な学びとの関連を図りつつ、興味や関心を広げ、仲間との関わりを促すことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級A）

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、国語、算数については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、音楽、体育、図画工

作については、一部又は全部を合わせて指導を行うこととし、中学部以降の教育課程を見据え、5、6学年は音楽、体育について一部を合わせて指導を行い、4学年は体育について一部を合わせて指導を行う。

児童の実態や発達の段階を考慮しつつ、系統的な指導を展開するため、国語、算数の教科別の指導を設定し、各教科等を合わせた指導の形態と関連付け、個別的な指導も取り入れて指導を行う。

- ・ 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心をもち、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力）、自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に働きかけ、学んだことを生活に生かそうとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性）。

- ・ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表現し（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 音楽

児童の興味・関心を考慮しながら、音や音楽の特徴に気付き、それらに合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付け（知識・技能）、音楽的な表現を楽しんだり、音や音楽に関心や興味をもって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 図画工作

児童の興味・関心を考慮しながら、手や体全体で素材に触れたり、形や色に気付き材料や用具を使ったりしてつくり（知識及び技能）、表したいことや表し方を思いついたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったり（思考力、判断力、表現力）、つくりだす喜びを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 体育

遊びや運動遊びを通して体の動かし方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、感じたことや気付いたことを表情や身振り、言葉などで表現し（思考力、判断力、表現力）、きまりを守り、安全に楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように具体的な場面で適宜、指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。

特に、キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすことを目指し、主体的に行動することができるよう指導を行う。

イ 地域の小学校（大笹生小学校）や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設ける。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。

ウ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。（年間20時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学級活動については、日常生活の指導等において、児童の実態に応じた指導を行う。

オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通し

て集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科及び道徳科、特別活動において配慮するとともに、各教科等を合わせた指導において指導を行う。

イ 児童一人一人の発達の段階や特性に応じ、指導目標及び具体的な内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導を行う。

ウ 障がいの状態に応じ、自ら取り組もうとする意欲を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導を行う。
- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身近処理能力を高め、一人で行える動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるよう、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した体験的な活動の中で、一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した遊びの中で、主体的に活動に取り組む姿を引き出し、仲間との関わりを促すことができるようにする。

ウ 遊びの指導（1学年）

- ・ 就学前における学習との関連性や発展性を考慮し、児童が学校生活に早い段階で慣れ、意欲的に活動できるようにする。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、主体的に活動に取り組む姿を引き出し、仲間との関わりを促すことができるようにする。
- ・ 遊びを通して各教科に関する児童の学びの姿を引き出し、価値付けられるよう計画的に指導を行い、生活面、学習面の基盤となる力を育むことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級B）

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、国語、算数については、一部を合わせて指導を行う。また、生活、音楽、図画工作、体育については、一部または全部を合わせて指導を行うこととし、中学部以降の教育課程を見据え、5、6学年は音楽について一部を合わせて指導を行い、4学年から6学年の体育においては教科別の指導を設定する。

児童の実態や発達の段階を考慮しつつ、系統的な指導を展開するため、国語、算数の教科別の指導を設定し、各教科等を合わせた指導の形態と関連付け、個別的な指導も取り入れて指導を行う。

・ 生活

具体的な活動や体験を通して、生活に必要な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や身の回りの生活のことや身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心をもち、感じたことを表現し（思考力、判断力、表現力）、自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に働きかけ、学んだことを生活に生かそうしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性）。

- ・ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表現し、（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 音楽

児童の興味・関心を考慮しながら、音や音楽の特徴に気付き、それらに合わせた身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりにつながる技能を身に付け（知識・技能）、音楽的な表現を楽しんだり、音や音楽に関心や興味をもって聴いたりしながら（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動に親しむ態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 図画工作

児童の興味・関心を考慮しながら、手や体全体で素材に触れたり、形や色に気付き材料や用具を使ったりしてつくり（知識及び技能）、表したいことや表し方を思いついたり、作品などの面白さや楽しさを感じ取ったり（思考力、判断力、表現力）、つくりだす喜びを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 体育

遊びや運動遊びを通して体の動かし方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、感じたことや気付いたことを表情や身振り、言葉などで表現し（思考力、判断力、表現力）、きまりを守り、安全に楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 道徳的心情を養うとともに経験の拡充を図り、日常生活の中で道徳的判断や行動ができるように具体的な場面で適宜、指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を充実させる。特に、キャリア発達を促すため、集団活動における自分の役割を果たすことを目指し、主体的に行動することができるよう指導を行う。

イ 地域の小学校（大笹生小学校）や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。

ウ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に自主的な活動を促す。（年間20時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学級活動については、日常生活の指導等において、児童の実態に応じた指導を行う。

オ 学校行事については、生活単元学習等との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、各教科、道徳科、特別活動において配慮するとともに、自立活動の時間における指導を中心としつつ、各教科等を合わせた指導において指導を行う。

イ 児童一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じ、指導目標及び具体的な内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。

ウ 障がいの状態に応じ、自ら取り組もうとする意欲を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室での活動を継続的・

段階的に行うことにより、心身のリラクゼーション及び身体的機能の向上を図る。

エ 障がい状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を生活の流れに沿って指導を行う。
- ・ 障がい状態及び発達の段階に応じた身の処置能力を高め、できる動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるよう、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら、継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した体験的な活動の中で、自己の身体的機能を生かしながら、一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した遊びの中で、自己の身体的機能に応じながら主体的に活動に取り組む姿を引き出し、仲間との関わりを促すことができるようにする。

ウ 遊びの指導（1学年）

- ・ 就学前における学習との関連性や発展性を考慮し、児童が学校生活に早い段階で慣れ、意欲的に活動できるようにする。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、主体的に活動に取り組む姿を引き出し、仲間との関わりを促すことができるようにする。
- ・ 遊びを通して各教科に関する児童の学びの姿を引き出し、価値付けられるよう計画的に指導を行い、生活面、学習面の基盤となる力を育むことができるようにする。

○ 重複障がい学級における教育課程実施上の方針（重複障がい学級C）

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、生活、国語、算数、音楽、図画工作については、全部を合わせて指導を行う。また、体育に替えて自立活動の指導を行う。

児童の実態や発達の状況に応じた学習を総合的に展開するため、各教科等を合わせた指導の形態を組織し、個別的な指導も取り入れて指導を行う。

・ 生活

活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴に関心をもち、身の回りの生活において必要な基本的な習慣や技能を身に付け（知識及び技能）、自分自身や自分との関わりにおいて感じたことを表そうとし（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに自分のことに取り組もうとしたり、生活に生かそうとしたりする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉に気付くとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、身の回りにある事物を対象として捉えて数量や図形などについての基礎的基本的な概念や性質に気付く（知識及び技能）、具体的な操作を用いて体験を重ね（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付く、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 音楽

音や音楽に注意を向けて気付くとともに、音楽遊びなどの活動を通して、声や身体で表現し（知識・技能）、音楽的な表現を楽しむことや、音や音楽に気付きながら関心や興味をもって聴き（思考力、判断力、表現力等）、教師と一緒に音楽活動をする楽しさを感じて生活を楽しめるものにしようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 図画工作

身近にある絵の具、粘土、紙などの材料に手や体全体を使って触れることで、素材の特徴や色などに気付き（知識及び技能）、感覚を働かせて表したり、自分や友達の作品を見たり（思考力、判断力、表現力等）、教師とともに活動する中で、つくりだすことの楽しさを味わう態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

- ・ 体育

遊びを通して体の動かし方や身近な生活における健康について知るとともに（知識及び技能）、体を動かすことの楽しさや心地よさを表情や身振り、発声などで表現し（思考力、判断力、表現力）、簡単な合図や指示に応じて、楽しく運動しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 基本的生活習慣の確立を図り、体験的な活動を通して経験を広げたり、豊かな心で生活したりできるように指導を行う。

イ 特別活動、自立活動との関連を密にしながら、各教科等を合わせた指導の中で道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

ア 経験を広め、豊かな人間関係を育てるため、学年や学級合同、学部全体での集団活動を活発にする。

特に、キャリア発達を促すため、興味・関心を広げ集団活動への意識を高めつつ、主体的に外界に働きかけられるよう指導を行う。

イ 地域の小学校（大笹生小学校）や、児童の居住地の小学校と交流及び共同学習を行う機会を計画的、組織的に設け、社会性を養う。大笹生小学校との交流及び共同学習は、3、4、5学年を対象とし、実施する。

ウ 4学年以上の児童において、クラブ活動の時間を設定し、児童の実態を考慮した内容や集団の構成を行い、興味・関心を基に主体的な活動を促す。（年間20時間計画し、年間総授業時数には含めない。）

エ 学級活動については、日常生活の指導等において、児童の実態に応じた指導を行う。

オ 学校行事については、自立活動、生活単元学習、遊びの指導との関連において学校生活の充実を図り、体験的な活動を通して望ましい人間関係を作りながら集団への所属感を高める。また、児童の障がいの状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 児童一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、道徳科、特別活動において配慮するとともに、自立活動の時間における指導を中心としつつ、各教科等を合わせた指導において指導を行う。

イ 児童一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じ、指導目標及び具体的な内容を明確にして、長期的及び短期的な観点の基に系統的・段階的指導に努める。

ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、水治訓練室での活動を継続的・段階的に行うことにより、心身のリラクゼーション及び身体的機能の向上を図る。

エ 摂食機能の発達を促すための指導方法や内容を工夫し、関わりの基礎を培いながら継続的に指導を行うことにより、摂食機能の向上を図る。

オ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(5) 各教科等を合わせた指導

ア 日常生活の指導

- ・ 日常生活の充実を図るため、基本的生活習慣や集団生活に必要な内容を働きかけに応じて行えるよう指導する。

- ・ 障がいの状態及び発達の段階に応じた身の処置能力を高め、できる動作を増やすようにしていく。
- ・ 日常生活の充実が図られるように、児童一人一人の課題を明確にし、学習形態を工夫しながら、継続的・段階的に個に応じた指導を行う。

イ 生活単元学習

- ・ 児童が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験させるとともに、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するようにする。
- ・ 実際の生活に基づく学習内容を設定し、活動内容や方法を工夫することで、身に付けた力を生活に生かすことができるようにする。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した体験的な活動の中で、一人一人の児童が力を発揮し、見通しをもって意欲的に取り組む態度を育てる。
- ・ 児童の興味や関心を考慮した遊びの中で、探索活動及び身体活動を引き出し、外界の事物・事象に主体的に働きかけることができるようにする。

ウ 遊びの指導（1学年）

- ・ 就学前における学習との関連性や発展性を考慮し、児童が学校生活に早い段階で慣れ、意欲的に活動できるようにする。
- ・ 児童の興味・関心を考慮した遊びの中で、探索活動及び身体活動を引き出し、外界の事物・事象に主体的に働きかけることができるようにする。
- ・ 遊びを通して各教科に関する児童の学びの姿を引き出し、価値付けられるよう計画的に指導を行い、生活面、学習面の基盤となる力を育むことができるようにする。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針（訪問学級A）

(1) 各教科

学校教育法施行規則第126条第2項を踏まえ、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育を取り扱う。ただし、生活、音楽、図画工作、体育に替えて自立活動の指導を行う。

児童の障がいの状態等に即した適切な指導を行うために、児童の障がいの状態や発達の段階に応じ、弾力的な対応ができるようにする。各教科あるいは、自立活動との関連を図りながら、総合的に学習を行い、効果的に指導する。

・ 国語

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに（知識及び技能）、言葉が表す事柄を想起したり、人との関わりの中で用いたりして（思考力、判断力、表現力等）、日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

・ 算数

児童の興味・関心を考慮しながら、日常生活に必要な数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き（知識及び技能）、具体的な操作を用いて事象を表現し（思考力、判断力、表現力等）、数学的活動の楽しさに気付き、興味・関心をもち、教師とともに日常生活の中で活用しようとする態度を育てる（学びに向かう力、人間性等）。

(2) 特別の教科 道徳

ア 基本的生活習慣の確立を図り、体験的な活動を通して経験を広げたり、豊かな心で生活したりできるように指導を行う。

イ 各教科、特別活動、自立活動との関連を密にしながら、教育活動全体を通して道徳的心情を養う。

(3) 特別活動

集団の雰囲気を味わうことで、人との関わりを広げることができるようにする。また、学校行事については、児童の健康状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(4) 自立活動

ア 適切な支援の基に、生活のリズムを整えながら、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善に努める。

イ 全人的な発達を促すために必要な基本的指導内容を、児童一人一人の実態に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定し、指導の積み上げを大切にする。

ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、姿勢保持や身体の運動、動作の改善及び習得について個別的な指導の充実を図る。

エ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(5) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間280時間を基準として、対象児童の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な児童に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、児童一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。

○ 訪問学級における教育課程実施上の方針（訪問学級B）

(1) 特別の教科 道徳

ア 本人の快・不快を推測しながら指導を行うことで、教師への信頼感を育むことができるようにする。

イ 特別活動、自立活動との関連を密にしながら、教育活動全体を通して道徳的心情を養う。

(2) 特別活動

集団の雰囲気を楽しむことで、人との関わりを広げることができるようにする。また、学校行事については、児童の健康状態を考慮した弾力的な計画の基に実施する。

(3) 自立活動

ア 適切な支援の基に、生活のリズムを整えながら、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善に努める。

イ 全人的な発達を促すために必要な基本的指導内容を、児童一人一人の実態に応じ、指導目標及び具体的な内容を設定し指導の積み上げを大切にする。

ウ 障がいの状態に応じ、外界への自発的行動を促し、感覚・運動機能の向上、人との関わり等について指導の充実を図り、日常生活における行動の拡充に努める。また、姿勢保持や身体の運動、動作の改善及び習得について個別的な指導の充実を図る。

エ 障がいの状態により、必要に応じて専門の医師等の指導・助言を受け、適切な指導ができるようにする。

(4) 年間授業時数

家庭訪問教育の授業は、年間35週以上にわたり計画し、週当たり3回、1回120分程度、年間280時間を基準として、対象児童の実態に応じて適切に計画する。登校して学習が可能な児童に対しては、週1回程度のスクーリングを実施する。なお、児童一人一人の健康状態や実態に応じて弾力的に行う。